

高知大学理工学部人事委員会規則

平成29年2月27日
規則第64号

最終改正 令和7年3月15日規則第89号

(趣旨)

第1条 高知大学理工学部教授会規則第9条第1項の規定に基づき、高知大学理工学部人事委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第2項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、高知大学理工学部教授会規則第5条第5号に定められた次の事項について審議する。

- (1) 教員の採用及び昇任の発議に関すること。
- (2) 教員の配置換及び転任の発議に関すること。
- (3) 教員の資格基準に関すること。

2 非常勤講師の採用、解職については別に定める。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 学科長
- (4) 各学科から選出された教員 各1人
- (5) 各附属施設から選出された教員 各1人
- (6) その他委員長が指名する教員

2 本学部に基幹教員として配置された後6ヶ月を経ていなければ委員になることができない。

3 第1項第4号から第6号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初の委員については、第3条第2項の規定は適用しないものとする。

附 則 (令和7年3月15日規則第89号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前から高知大学工学部人事委員会の委員に選出又は指名されている者は、この規則による改正後の高知大学工学部人事委員会規則により選出又は指名されたものとみなす。